

確認を受ける施設・事業の 運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

**平成26年5月27日（火）
豊川市 子ども課**

I 子ども・子育て支援法に基づく確認制度・利用定員と運営基準について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく設置又は事業の認可等を受けていることを前提に、施設又は事業者からの申請に基づき、市町村が子ども・子育て支援新制度における対象施設又は事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

(2) 確認制度における運営に関する基準について

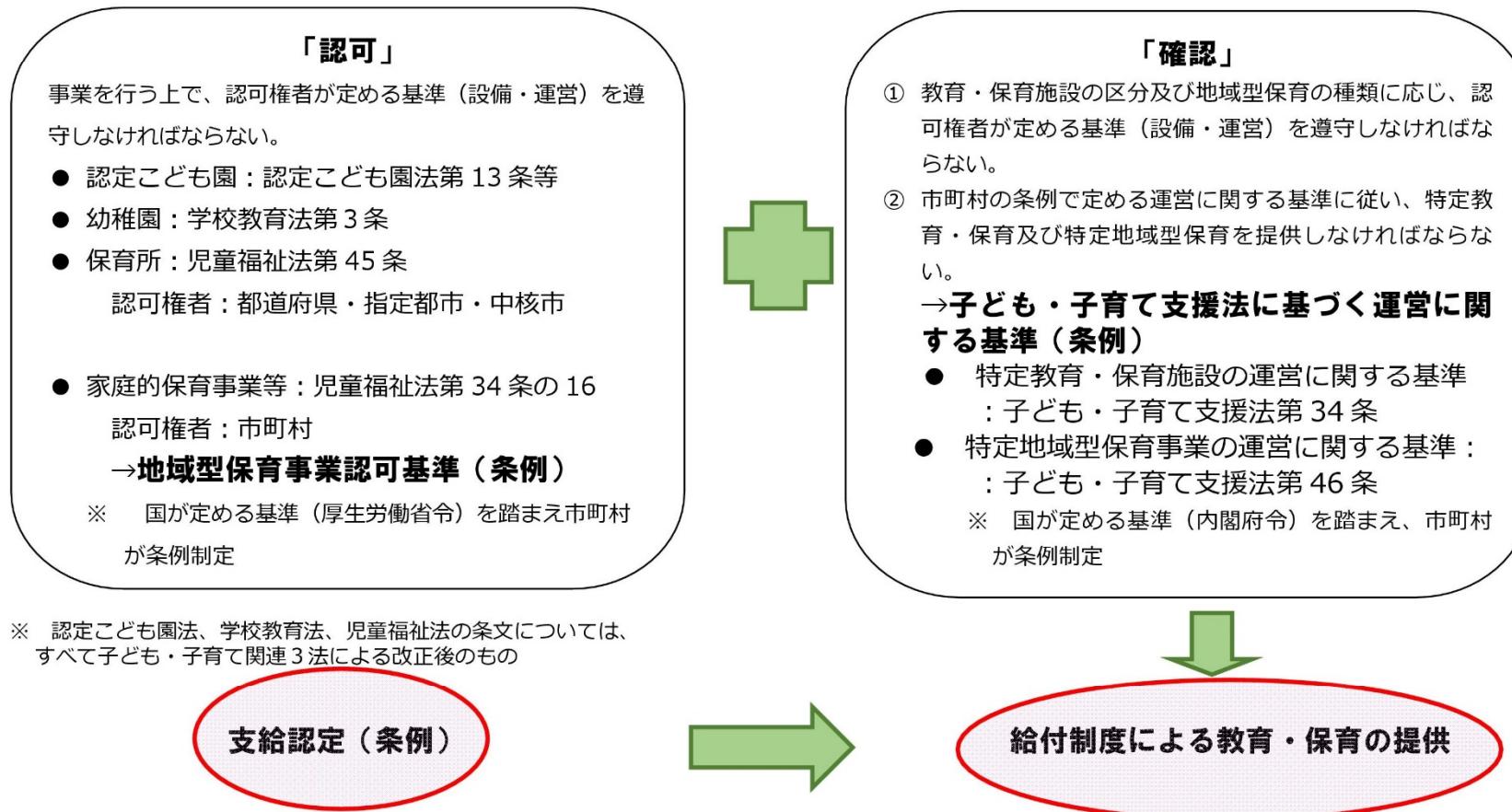
教育・保育施設、地域型保育事業は、

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」等を満たしていること。
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。
- が求められます。

※ 新制度の施行の際に存在する既存の認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受け確認のあったものとみなされる（みなし確認。施行日の前日までに特段の申し出があった場合を除く。）

(参考) 「認可」と「確認」の関係について

- ★ 「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。



(参考) 子ども・子育て支援給付の類型について

(教育・保育給付のみ抜粋して掲載)

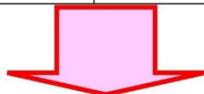
種 別	施設又は事業	類 型	認可基準	確 認
教育・保育 給付	施設型 給付	認定こども園	幼保連携型	県
			保育所型	
			幼稚園型	
			地方裁量型	
		幼稚園	—	
		保育所	—	
	地域型 保育給付	小規模保育事業	A型（保育所の分園に近い類型：定員 6人以上 19人以下）	市
			B型（A型とB型の中間的類型：定員 6人以上 19人以下）	
			C型（家庭的保育に近い類型：定員 6人以上 10人以下）	
		家庭的保育事業	(定員 5人以下)	
		居宅訪問型保育事業	(1対1が基本)	
		事業所内保育事業	小規模型（定員 19人以下）	
			保育所型（定員 20人以上）	

教育・保育施設	設置認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	事業認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度の対象として、市町村が確認した教育・保育施設
特定地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度の対象として、市町村が確認した地域型保育事業
施設型給付	認定を受けて、特定教育・保育施設を利用している子どもの保護者へ支払う給付（法定代理受領→実際には市町村から施設へ）
地域型保育給付	認定を受けて、特定地域型保育事業を利用している子どもの保護者へ支払う給付（法定代理受領→実際には市町村から施設へ）

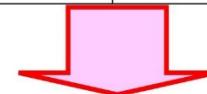
II 豊川市の現状について

現状

認定こども園	幼稚園（6園）	保育所（48園）
	(私立6園) 豊川 豊川東 光明寺 花井 愛知双葉 西明寺	(公立25園) 国府、牛久保、下長山、御油、睦美、八南、 為当、御油第二、一宮、大和、金沢、一宮東部、 一宮西部、東上、大木、赤坂、長沢、萩、赤坂台 御津西部、御津南部、御津北部、小坂井東、 小坂井中、小坂井北 (保育協会12園) 諏訪、桜町、千両、麻生田、三上、平尾、 中部、豊川北部、代田、三蔵子、天王、八幡 (民間11園) 豊川、みどり、光輝、さくら、ひかり、みと 菊、アオイ、桃里、美園、恵の実



認可外保育施設（7施設） 【県届出対象施設】	事業所内保育施設（6施設） 【県届出対象外施設】
チャイルドハウス ゆうゆ カルチャーボックス ちびっこハウス 三和 ベビーハウス ゆりかご 託児ルーム キッズルーム ねこのて豊川店 パンダルーム MUNDO INFANTIL	



施設型給付					
認定こども園				幼稚園	保育所
幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型		

家庭的 保育	小規模保育			事業所内保育		居宅訪問 型保育
	A型	B型	C型	保育 所型	小規 模型	

※ 幼稚園、認可外保育施設、事業所内保育施設については、子ども・子育て支援新制度への移行を確認

※ 定員や職員資格、設備など、現状と適合できていない部分について、調整が必要

III 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例制定に当たって

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例制定に当たっては、国が内閣府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日付け内閣府令第39号）、以下「府令」という。）で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されているものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方を探すこと。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【従うべき基準】 【府令第1条第1号から第4号まで】

- ① 確認において定める利用定員（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）
- ② 子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連したもの

2 利用定員の設定方法について

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。

(認可定員の範囲内で利用定員を設定：子ども・子育て支援法第31条、第34条)

	満3歳以上		満3歳未満
	① 1号認定 (第19条第1項第1号)	② 2号認定 (第19条第1項第2号)	③ 3号認定 (第19条第1項第3号)
特定教育・保育施設（施設型給付）			
幼保連携型認定こども園	○ (※1)	○	○ (※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○ (※1)
保育所型認定こども園	○	○	○ (※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○ (※1)
保育所	(※3)	○ (※2)	○ (※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者（地域型保育給付）			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○ (従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能

※2 ②③いずれかの設定も可能

※3 特例給付による利用形態あり

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に求める一般原則		市の基準（案）
① 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 ② 利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って、特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 ③ 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ④ 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。		

【1】利用定員に関する基準

分類	事項
(1) 利用定員	① 利用定員の設定に関すること。 ② 定員の遵守

【2】運営に関する基準

分類	事項
(1) 利用開始に伴う基準	① 内容・手続きの説明、同意、契約 ② 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ③ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ④ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
(2) 教育・保育の提供に関する基準	① 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ② 子どもの心身の状況の把握 ③ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ④ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ⑤ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ⑥ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ⑦ 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
(3) 管理・運営等に関する基準	① 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示 ② 秘密保持、個人情報保護 ③ 事故防止及び事故発生時の対応 ④ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ⑤ 苦情処理 ⑥ 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ⑦ 記録の整備 ⑧ 管理・運営に関するその他の事項

* 表中※の「従」は従うべき基準、「参」は参考すべき基準

【1】利用定員に関する基準

【特定教育・保育施設：府令第4条：市町村が条例で定める「特定教育・保育施設の運営に関する基準」、第22条「定員の遵守」（法第34条第2項）】

【特定地域型保育事業：府令第37条、附則第4条：市町村が条例で定める「特定地域型保育事業の運営に関する基準」、第48条「定員の遵守」（法第46条第2項）】

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
① 利用定員	認定こども園 (特定教育・保育施設) <u>利用定員20人以上</u> <u>利用定員の区分</u> 1号認定子ども（保育の必要のない満3歳以上の子ども） 2号認定子ども（保育の必要なある満3歳以上の子ども） 3号認定子ども（保育の必要なある満3歳未満の子ども） ※3号認定子どもは「満1歳未満」「満1歳以上」の子どもに区分	従		
	幼稚園 (特定教育・保育施設) <u>利用定員の区分</u> 1号認定子ども（保育の必要なない満3歳以上の子ども）			
	保育所 (特定教育・保育施設) <u>利用定員20人以上</u> <u>利用定員の区分</u> 2号認定子ども（保育の必要なある3歳以上の子ども） 3号認定子ども（保育の必要なある3歳未満の子ども） ※3号認定子どもは「満1歳未満」「満1歳以上」の子どもに区分			
	家庭的保育事業 (特定地域保育型事業) <u>利用定員 1人以上5人以下</u> <u>利用定員の区分</u> 3号認定子ども（保育の必要なある満3歳未満の子ども） ※「満1歳未満」「満1歳以上」の子どもに区分			

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考																										
① 利用定員	<p>小規模保育事業 (特定地域保育型事業)</p> <p>A型・B型</p> <p>利用定員 6人以上 19人以下</p> <p>利用定員の区分</p> <p>3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※「満1歳未満」「満1歳以上」の子どもに区分</p> <p>C型</p> <p>利用定員 6人以上 10人以下 (経過措置:H32.3.31までは15人以下)</p> <p>利用定員の区分</p> <p>3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※「満1歳未満」「満1歳以上」の子どもに区分</p> <p>事業所内保育事業 (特定地域保育型事業)</p> <p>利用定員</p> <p>利用定員数の区分に応じ、それぞれ右欄に定める乳幼児の数を踏まえて 市町村が定める乳児又は幼児数以上の定員枠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th><th>その他の乳児又は幼児の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	従		
	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
1人以上5人以下	1人																													
6人以上7人以下	2人																													
8人以上10人以下	3人																													
11人以上15人以下	4人																													
16人以上20人以下	5人																													
21人以上25人以下	6人																													
26人以上30人以下	7人																													
31人以上40人以下	10人																													
41人以上50人以下	12人																													
51人以上60人以下	15人																													
61人以上70人以下	20人																													
71人以上	20人																													

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
① 利用定員	利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども）	従		
	居宅訪問型保育事業（特定地域保育型事業） 利用定員 1人 利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども）			
② 定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。 （やむを得ない事情） ・年度途中における需要増大への対応 ・優先利用子どもに対する措置 ・他の施設、事業の定員縮小に伴う利用調整など	参		

【2】運営に関する基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)
① 内容・手続きの説明、同意、契約	<p>【府令第5条第1項、第38条第1項】 特定教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して、事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることがある。</p> <p>〈事前説明を要する（施設・事業の選択に資すると認められる）事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・連携施設の種類、名称、連携協力の概要（地域型保育事業のみ） 	従	
	<p>【府令第5条第2項～第6項、第38条第2項】 事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に行う。保護者の申出に対応して、パンフレット、説明書などの文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	参	
② 応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>【府令第6条第1項、第39条第1項】 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>〈正当な理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員に空きがない場合 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合 ・その他特別な事情があった場合 	従	
	<p>【府令第7条、第40条】 施設、事業者は、市町村の行うあっせん及び要請、調整に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（あっせん及び要請）児童福祉法第42条第1項、第54条第1項 (調整及び要請) 児童福祉法第24条第3項</p>	従	

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
③ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>【府令第6条第2項～第4項、第39条第2項・第3項】 定員を上回る利用の申込みがあった場合、国の定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。</p> <p>1号認定子ども（保育の必要のない満3歳以上の子ども）の場合 ① 抽選 ②先着順 ③ 建学の精神等設置者の理念 ＊ その他特別な事情（特別な支援が必要な子どもの状況と施設の受け入れ・体制、利用者負担の滞納、設置者による通園標準地域の設定、保護者とのトラブルなど、今後、国が慎重に整理し、運用上の取扱いを定めることとしている。）</p> <p>2号認定子ども（保育の必要のある満3歳以上の子ども）又は3号認定子ども（満3歳未満の子ども）の場合 市町村が利用調整を行う。保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考する。</p> <p>【府令第6条第5項、第39条第4項】 利用の申込みのあった子どもに対し、自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従		
④ 支給認定証の確認	<p>【府令第8条、第50条】 保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認を行うこととする。</p> <p>〈確認事項〉 ・支給認定の有無 ・認定の区分 ・有効期間 ・保育の必要量など</p>	参		

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
⑤ 支給認定証の確認	<p>【府令第9条、第50条】</p> <p>支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるように援助を行うことを求める。</p> <p>支給認定の変更の申請については、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、有効期間満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行うことを求める。</p>	参		

(2) 教育・保育の提供に関する基準

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考										
① 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>【府令第15条、第44条】 それぞれの要領又は指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>施設又は事業</td> <td>要領又は指針</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>(幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>保育所・地域型保育事業</td> <td>保育所保育指針</td> </tr> </table>	施設又は事業	要領又は指針	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	認定こども園	(幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所・地域型保育事業	保育所保育指針	従		幼保連携型認定こども園教育・指導要領は新規
施設又は事業	要領又は指針													
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領													
認定こども園	(幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針													
幼稚園	幼稚園教育要領													
保育所・地域型保育事業	保育所保育指針													
② 子どもの心身の状況の把握	<p>【府令第10条、第41条】心身の状況等の把握 子どもの心身の状況、その他置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>【府令第18条、第50条】緊急時等の対応 子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなくてはならない。</p>	参												
③ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	<p>【府令第24条、第50条】子どもを取り扱う原則 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いはしてはならない。</p> <p>【府令第25条、第50条】虐待等の禁止 職員は、子どもに対し、虐待（暴行、わいせつ、減食、放置、心理的外傷等）その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	従												

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考				
	<p>【府令第26条、第50条】懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等の権限を濫用してはならない。</p>	従						
④ 連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)	<p>【府令第42条】</p> <p>地域型保育事業を行う者に対し、「保育内容に関する支援」「地域型保育の提供の終了後の受け皿」の観点から、連携施設の確保を求めるとともに、連携内容等を明確にするように求める。</p> <p>〈家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(定員19人以下)の連携内容〉</p> <p>ア 集団保育を体験させるための機会、相談、助言その他の保育の内容に関する支援</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等の場合）</p> <p>ウ 子ども（事業所内保育は、従業員以外の子どもに限る。）を、保育の提供の終了に際して、子どもの保護者の希望に基づき、引き続き、連携・協力をを行っている連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>〈居宅訪問型保育の連携内容〉</p> <p>障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児の保育を行う場合にあっては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保すること。</p> <p>下記例示のように確実な履行が担保されるべき事項については、協定書（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公開項目として明示していくことを求める。</p> <table border="1"> <tr> <td>保育の内容</td><td>・連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・合同で嘱託医による健診を受ける場合など</td></tr> <tr> <td>保育提供の終了後の受け皿</td><td>・連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など</td></tr> </table> <p>※定員20人以上の事業所内保育は、連携施設の確保を要しない。</p>	保育の内容	・連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・合同で嘱託医による健診を受ける場合など	保育提供の終了後の受け皿	・連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など	従		
保育の内容	・連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・合同で嘱託医による健診を受ける場合など							
保育提供の終了後の受け皿	・連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など							

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
⑤ 利用者負担の 徴収（実費徴 収、上乗せ徴 収を含む）	<p>【府令第13条、第43条】 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者において、あらかじめ額や理由を明示することを求める。</p> <p>〈特定教育・保育の質の向上を図るために特に必要と認められる対価〉 国で定める保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額</p> <p>〈特定教育・保育に係る便宜に要する費用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用 イ 行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供に要する費用（3号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定の子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） エ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ そのほか、保護者に負担させることが適当と認められることもの 	従		
	<p>【府令第14条、第50条】給付費等の額に係る通知等 施設、事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、園額を保護者に通知しなくてはならない。</p>	参		

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
⑥ 利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止)	<p>【府令第19条、第50条】</p> <p>給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽、不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に対して通知することを求める。</p>	参		
⑦ 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供 (定員外利用の取扱い)	<p>【府令第35条、第36条、第51条、第52条】</p> <p>特別利用保育（1号認定の子どもが保育所に入所する場合）、特別利用教育（2号認定の子どもが幼稚園に入園する場合）、特別利用地域型保育（1号認定の子どもが地域型保育事業を利用する場合）、特定利用地域型保育（2号認定の子どもが地域型保育事業を利用する場合）は、職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等の遵守を求める。</p> <p>1号認定（2号認定）に該当する子どもの数及び保育所（幼稚園）を現に利用している2号認定（1号認定）の子どもの総数が2号認定（1号認定）の子どもの利用定員の数を超えないこと。</p> <p>特定教育・保育には特別利用保育（特別利用教育）を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準（優先的利用並びに調整及び要請の規定を除く。）の規定を適用する。</p>	従		

(3) 管理・運営に関する基準

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考																								
① 施設の目的・運営方針・職員の職種、員数等の重要な項目を定めた運営規定の提示	<p>【府令第20条、第23条、第46条、第50条】 施設・事業の運営についての重要な事項に関する規程を定め、掲示することを求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈国の定める重要な事項〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>施設（事業）の目的及び運営の方針</td></tr> <tr> <td>②</td><td>提供する特定教育・保育（特定地域型保育）の内容</td></tr> <tr> <td>③</td><td>職員の職種、員数及び職務の内容</td></tr> <tr> <td>④</td><td>特定教育・保育（特定地域型保育）を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>利用定員（確認制度上の定員設定）</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>緊急時等における対応方法</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>非常災害対策</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>その他施設・事業の運営に関する重要な事項</td></tr> </tbody> </table> <p>施設、事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要な事項（運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設・事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	〈国の定める重要な事項〉		①	施設（事業）の目的及び運営の方針	②	提供する特定教育・保育（特定地域型保育）の内容	③	職員の職種、員数及び職務の内容	④	特定教育・保育（特定地域型保育）を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）	⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）	⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）	⑦	施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）	⑧	緊急時等における対応方法	⑨	非常災害対策	⑩	虐待の防止のための措置に関する事項	⑪	その他施設・事業の運営に関する重要な事項	参		
〈国の定める重要な事項〉																												
①	施設（事業）の目的及び運営の方針																											
②	提供する特定教育・保育（特定地域型保育）の内容																											
③	職員の職種、員数及び職務の内容																											
④	特定教育・保育（特定地域型保育）を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）																											
⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）																											
⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）																											
⑦	施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）																											
⑧	緊急時等における対応方法																											
⑨	非常災害対策																											
⑩	虐待の防止のための措置に関する事項																											
⑪	その他施設・事業の運営に関する重要な事項																											

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考								
② 個人情報保護 (秘密保持等)	<p>【府令第27条、第50条】</p> <p>ア 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 従事している職員に加えて、職員が退職後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、施設、事業者は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ておかなければならぬ。</p>	従										
③ 事故防止及び 事故発生時の 対応	<p>【府令第32条、第50条】</p> <p>事故の発生（再発）防止のための措置を講じ、事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告、事故の状況・採った処置の記録、損害賠償を行うことを基本とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事故の発生（再発）防止のための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備</td></tr> <tr> <td>②</td><td>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</td></tr> <tr> <td>③</td><td>事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</td></tr> </tbody> </table>	事故の発生（再発）防止のための措置		①	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備	②	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備	③	事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施	従		
事故の発生（再発）防止のための措置												
①	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備											
②	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備											
③	事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施											

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
④ 評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）	<p>【府令第16条、第45条】</p> <p>すべての特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ることを求める。</p> <p>定期的に保護者その他施設関係者（職員を除く）による評価又は外部の者の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。</p>	参		
⑤ 苦情処理	<p>【府令第30条、第50条】</p> <p>子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講ずることを求める。</p> <p>苦情を受け付けた場合は、その内容を記録する。</p> <p>苦情に関連して確認主体である市町村が実施する指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求める。</p>	参		
⑥ 会計処理	<p>【府令第33条、第50条】</p> <p>他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>施設型給付、地域保育型給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求める。</p> <p>公費の透明性の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求め、その上で、財務諸表の公開を求めていくことを基本とする。</p>	参		事業区分ごとに会計処理

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考												
⑦ 記録の整備	<p>【府令第34条、第49条】 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; background-color: #ffffcc;">教育・保育に関する記録（完結の日から5年間保存）</td></tr> <tr> <td>①</td><td>特定教育・保育（特定地域型保育）の提供に当たっての計画</td></tr> <tr> <td>②</td><td>提供した特定教育・保育（特定地域型保育）に係る必要な事項の提供の記録</td></tr> <tr> <td>③</td><td>不正受給に対する市町村への通知に関する記録</td></tr> <tr> <td>④</td><td>苦情の内容等の記録</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>事故の状況及び事故の際に採った処置の記録</td></tr> </table>	教育・保育に関する記録（完結の日から5年間保存）		①	特定教育・保育（特定地域型保育）の提供に当たっての計画	②	提供した特定教育・保育（特定地域型保育）に係る必要な事項の提供の記録	③	不正受給に対する市町村への通知に関する記録	④	苦情の内容等の記録	⑤	事故の状況及び事故の際に採った処置の記録	参		
教育・保育に関する記録（完結の日から5年間保存）																
①	特定教育・保育（特定地域型保育）の提供に当たっての計画															
②	提供した特定教育・保育（特定地域型保育）に係る必要な事項の提供の記録															
③	不正受給に対する市町村への通知に関する記録															
④	苦情の内容等の記録															
⑤	事故の状況及び事故の際に採った処置の記録															
⑧ 管理運営に関するその他の事項	<p>① 勤務体制の確保等【府令第21条、第47条】 勤務体制の確保等について、次の事項を求める。</p> <p>ア 子どもに対し、適切な特定教育・保育（特定地域型保育）を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>イ 子どもに直接影響を及ぼさない業務以外については、施設・事業所の職員によって、特定教育・保育（特定地域型保育）を提供すること。</p> <p>ウ 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。</p>	参														

項目	国 の 基 準	※	市 の 基 準 (案)	備 考
⑧管理運営に関するその他の事項	<p>②情報の提供等【府令第28条、第50条】 施設・事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に施設・事業を選択することができるよう、施設（事業）の特定教育・保育（特定地域型保育）の内容に関する情報の提供に努めることを求める。</p> <p>施設・事業を広告するに当たっては、虚偽なもの又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>③利益供与等の禁止【省令第29条、第50条】 施設・事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者又は職員に対し、子ども・その家族に対して施設・事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、子どもその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	参		

4 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

【参考】

☆ 撤退時などの基準（子ども・子育て支援法）

給付の対象施設・事業であることの辞退（確認の辞退）や、利用定員の減少については、3か月以上の予告期間が設けられているが、その際に施設・事業者は、現に利用している子どもの・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設・事業との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。

確認の辞退 【子ども・子育て支援法第36条・第48条】

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）は、3月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

利用定員の減少の届け出 【子ども・子育て支援法第35条第2項・第47条第2項】

特定教育・保育施設の設置者（特定地域型保育事業者）は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

継続的な利用のための便宜提供 【子ども・子育て支援法第34条第5項・第46条第5項】

特定教育・保育の設置者（特定地域型保育事業者）は、定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときは、当該届出の日又は予告期間の開始日の前1月以内に、教育・保育の利用を希望される者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者（特定地域型保育事業者）その他関係者との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。